

よくある質問（追加QAその4）

平成29年9月19日追加分

番号	項目	Q	A
1	対象事業	住宅へ用途変更する場合のリフォームは補助対象になりますか。	補助対象外です。 本事業の補助対象は、リフォーム工事前後の用途がいずれも住宅である必要があります。
2	対象事業	住宅の性能向上と合わせて1戸の住宅をリフォーム工事により間仕切壁を新設し2戸の住宅とする場合、補助対象戸数は2戸となるのでしょうか。	リフォーム工事前後で少ない方の戸数（1戸）が補助対象戸数となります。
3	補助額	施工業者が費用負担したインスペクションは、補助対象でしょうか。	補助対象とするには、発注者（住宅所有者）と締結したインスペクションに関する契約書等が必要です。 （詳しくは支援室にお問い合わせください。）
4	補助額	長期優良住宅（増改築）認定の申請手数料を施工業者が立て替えて支払ったが補助対象となるのでしょうか。	手数料の領収書の宛名が発注者名の場合に限り、補助対象となります。 （詳しくは支援室にお問い合わせください。）
5	補助金交付	補助金の交付申請はリフォーム工事を発注する住宅の所有者が行うのでしょうか。	補助金の申請者は、「施工業者」または「買取再販業者」のいずれかの事業者となります。申請する事業者は予め事業者ポータルサイトに登録する必要があります。 なお、事前採択タイプでこの事業に応募し採択された「施工業者」または「買取再販業者」は、採択時に登録され公表されます。 （詳しくは支援室にお問い合わせください。）
6	補助金交付	申請できる上限戸数はあるのでしょうか。	現時点においては、戸数上限は設けておりません。ただし、申請多数であっても、特定の事業者が相当数の補助事業を実施することとなる場合には、交付申請を受け付けない場合があります。 （詳しくは支援室にお問い合わせください。）
7	補助金交付	事前採択タイプで採択を受けたグループの構成者が交付申請する場合は、どこへ交付申請書を提出すればよいのでしょうか。	直接実施支援室に提出してください。 平成28年度事業ではグループ代表者への提出でしたが、平成29年度事業では直接支援室への提出となります。技術的審査の対象となる場合は、更に技術的審査用の図書を直接評価室に提出してください。 なお、グループ代表者は、グループ構成者が交付申請する内容及び申請額を把握し、採択要件を満たしていることを確認してください。 （詳しくは支援室にお問い合わせください。）

番号	項目	Q	A
8	補助金交付	交付申請番号とは何でしょうか。申請前に番号を教えてもらえるのでしょうか。	交付申請番号は、申請する住宅毎に付番されます。この番号は、事業者ポータルサイトで、住宅情報を登録すると付番され、事業者ポータルサイトの住宅一覧やダウンロードした交付申請書（様式1）の上部の記載で確認できます。 「29」の年度と「8桁」の事業者番号と「4桁」の住宅番号で構成されています。 (詳しくは支援室にお問い合わせください。)
9	補助金交付	住宅の所有者と入居している者が異なるが、住宅情報の発注者は、両方を登録する必要があるのでしょうか。	施工業者と工事請負契約を締結する発注者を登録してください。 (詳しくは支援室にお問い合わせください。)
10	補助金交付	工事請負契約の発注者が連名の場合、住宅情報の発注者も連名で登録するのでしょうか。	連名で登録してください。 この場合、共同事業実施規約（様式2）の「【甲】工事発注者」も連名となります。1枚に記載してください。 (詳しくは支援室にお問い合わせください。)
11	補助金交付	事業者ポータルサイトに住宅情報を登録した順番に交付申請を行うのでしょうか。	住宅情報を登録した順番と交付申請を行う順番とは異なっていても結構です。リフォーム内容が確定し、提出書類が揃った順に交付申請を行ってください。 (詳しくは支援室にお問い合わせください。)
12	補助金交付	共同住宅の共用部分に関する部分のみを補助対象とする場合、住戸の専有部分のインスペクションは実施しなくてもよいのでしょうか。	全住戸の1割程度の住戸の専有部分について、必ず実施してください。 対象住戸の選定については、外観目視や入居者の報告により、明らかに劣化事象等があると判断される住戸は実施し、他の住戸は1階、2階、10階、以降は7階おき（17階、24階、…）を目安としてください。 なお、長期優良住宅（増改築）認定を取する住宅については、認定を取得する全ての住戸のインスペクションの実施が必要です。詳しくは所管行政庁にお問い合わせください。
13	補助金交付	技術的審査は全ての住宅が対象となるのでしょうか。	長期優良住宅（増改築）認定を取得しない住宅は全て対象です。
14	補助金交付	交付申請書を支援室へ送付したが、交付申請書受領書が届かないが郵便で送付されてくるのでしょうか。	交付申請書受領書は、事業者情報に登録されているメールアドレスに送付します。メールアドレスは事業者情報を登録する際のアカウント発行で使用したものとなります。 (詳しくは支援室にお問い合わせください。)

番号	項目	Q	A
15	補助金交付	交付される補助額はどの段階で分かるのでしょうか。	<p>まず、交付申請書類の審査後に支援室から送付する交付決定通知書で「交付決定額」としてお知らせします。</p> <p>その後、完了実績報告の審査において、交付決定の内容及びそれに附した条件どおりに実施されたか確認した後に「額の決定」がなされ、額確定通知書を支援室から送付します。</p> <p>(詳しくは支援室にお問い合わせください。)</p>
16	補助金交付	補助対象部分の工事写真の着手前、施工中の記録が漏れてしまったが、完了後の写真だけの提出でも大丈夫でしょうか。	<p>工事の記録がなく補助対象の工事が行われたことが確認できない場合は、補助金はお支払いできません。</p> <p>(詳しくは支援室にお問い合わせください。)</p>
17	補助金交付	完了実績の提出期限までに工事が終わらないことが明らかな住宅は申請できるのでしょうか。	<p>現時点においては、交付申請が平成29年12月22日までに提出され平成30年2月16日までに完了実績報告が提出できる住宅を対象としています。</p> <p>なお、今後の申請状況により交付申請期限及び完了実績報告の期限を延長する場合があります。(未定)</p>
18	補助金交付	完了実績報告を行った後は、いつ頃補助金が支払われるのでしょうか。	<p>支払いの時期は完了実績報告の提出時期と審査の終了時期に応じて決まります。詳しくはマニュアル「X.補助金の支払い」を参照してください。</p> <p>なお、支払いは支払い月の下旬を予定していますが、手続きの関係で遅れる場合があります。</p> <p>(詳しくは支援室にお問い合わせください。)</p>

修正したQA

平成29年9月19日追加分

番号	項目	Q	A
1	事業者登録	ホームページで公開された事業者情報に変更がある場合はどうすれば良いのでしょうか。	<u>支援室へ、メールにてお問合せください。</u>
2	事業中及び事業完了後の留意点	中古物件を宅建業者が購入し、補助金を受けてリフォーム工事を行った後、販売することは可能でしょうか。	買取再販業者として事業者登録をした事業者が申請しているものについては販売は可能です。ただし、本補助事業の補助金相当額を購入者に還元する必要があります。 <u>なお、住宅の購入者も補助事業完了後10年間は本事業の目的に反しないよう使用し続けていただく必要がありますのでご注意ください。</u>
3	補助金交付	工程が長期にわたる場合、補助対象部分の工事が終わった段階で、完了実績報告を行うことはできるのでしょうか。	<u>できません。</u>

下線部が修正箇所です。